

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 来年4月からの地域支援事業開始にあたって、要支援者・要介護者へのサービス水準を後退させないでください。（40分）</p> <p>介護認定は、ある時点での介護が必要と思われる障害者、高齢者の身体的・精神的状態に関して専門家が判定するものですから、それは相対的なものであり、一度認定すればその度合いに固定するものではなく、軽くも、重くも変化します。認定を受ける際の状態によっても軽くも、重くも認定されます。ここに経年変化をとらえる再認定が必要となる理由があります。つまり、要支援1から要介護5までの段階は一続きのものであることを認識することが大事なのではないでしょうか。傍目で見ると、「あの人がどうして介護保険の給付対象になるのか、わからない。ケアマネージャーが施設を利用させたいからなんでも認定してしまうんじゃないの」と善意であっても、いぶかしくみる根源はこのようなところにあると思います。</p> <p>こんどの介護保険制度改定では、ことあるごとに「居住地で、在宅で」と強調されます。しかし、介護保険制度の創設が必要だという論議がされた時期には、「居住地で、在宅で」障害者、高齢者の介護は限界だという認識だったように思います。そのような経過を忘れてしまったかのように強調するのは制度の劣化、逆行だと思います。しかも、時の政府は、「新3本の矢」の一本として「介護離職ゼロ」を謳っています。日本の高齢者の家族構成は、いまや独居、高齢者二人、高齢の親の面倒を見る中年の子どもが大部分となっています。在宅に戻されたら孤独死、夫婦共倒れ、親子共倒れが増えてしまうことは目に見えて明らかではないでしょうか。</p> <p>鶴ヶ島市で来年4月から移行するとされている「地域支援事業」は、市町村の独自施策として取り組まれるということですので、「市町村の取り組み方、姿勢」次第では内容に大きな違いが出てくる、ともいわれます。もちろん財政的な裏付けが必要にはなりますが。</p> <p>このような私の認識から、以下「新制度で要支援者・要介護者へのサービス水準を後退させないでほしい」との願いから質問させていただきます。</p> <p>(1) まず現状の確認からお尋ねします。</p> <p>ア 鶴ヶ島市の要支援認定者・要介護認定者の第1号被保険者に占める割合は。</p> <p>イ それぞれ居住条件はどうなっていますか。</p> <p>ウ 要支援1、2に認定された方が利用できるサービスにはどのようなものがありますか。</p> <p>利用状況はどうなっていますか（市内外別に）。</p> <p>利用料の負担はいくらでしょうか（サービス毎に）。</p> <p>エ 要介護1、2に認定された方が利用できるサービスにはどのよ</p>	市長

うなものがありますか。

利用状況はどうなっていますか（市内外別に）。

利用料の負担はいくらでしょうか（サービス毎に）。

オ 市内の支援サービスの提供施設の現状（施設数とその容量）

カ 介護施設の現状（施設数と収容数）

キ それぞれの施設のサービスの基準は。

（ア）人員

（イ）設備

（ウ）運営

（エ）その他

（2）移行によってどう変化するのでしょうか。

ア 認定要支援 1、2 の場合

（ア）現に認定されている方の利用はどうなりますか。

（イ）利用料負担はどうなりますか。

（ウ）これまでサービスを受けていた施設からは離れることとなりますが、施設の運営に支障とはなりませんか。

イ 認定要介護 1、2 の場合

（ア）現に認定されている方の利用はどうなりますか。

（イ）利用料負担はどうなりますか。

ウ 認定要支援 1、2 の方への地域支援事業によるサービスはどのようなものですか。 利用料はいくらでしょうか。

エ 認定要介護 1、2 の方への地域支援事業によるサービスはどのようなものですか。 利用料はいくらでしょうか。

オ 事業開始に当たりサービスの担い手となる事業所を市が指定することになりますが、現時点で指定した事業所数と事業内容、サービス提供可能人数を教えてください。

カ サービス事業者への報酬はどうなりますか。

キ 地域支援事業を運営するにあたっての市の財政的負担はどうなりますか。

ク この地域支援事業には「事業費上限額」が設定されますが、「現行水準を維持する」うえで支障とはなりませんか。

ケ 移行後の介護認定のやりかたはどうなりますか。 その際の基本チェックリストの位置づけはどうなりますか。

コ 健康な高齢者を実現して、「介護される側からする側に」と強調されますが、介護保険からの「卒業」を迫り、強制的に打ち切ることはありませんか。

2 防災対策の強化について (20分)

首都直下型大地震は、30年以内に起きるとというのが地震学者の定説になっております。自治体としてそれへの備えをすることは、緊急の課題であると考えます。市内の各自治会や支え合い協議会などで自主防災の取組が行われておりますが、そこで出来ることには財政的にも限りがあります。市が本腰あげて取組を強化することが不可欠であると考えます。そこで、以下、最近の第二小学校区防災訓練に参加した市民の感想と要望を受けてお尋ねいたします。

(1) 防災備蓄が全く足りないのではないか。

第二小学校区防災訓練の際、防災備蓄倉庫を見学したが、水や毛布など極めて少ない。いざ、大地震が起きて周辺10自治会に住民が避難してきた場合、あっという間になくなってしまわないかと感じた。是非実態を調査して欲しい。市内の避難所数とそれぞれそこにどんな物資、どの程度の数量の備蓄があるのか。それは、どのような根拠にもとづいて置かれたのか。

(2) 福祉避難所の物資等の備蓄が足りないのではないか。

第二小学校区では、南市民センターを身体の不自由な障がい者や高齢者の避難者が利用する福祉避難所として使用することにしています。そのような避難者が、床にじかに毛布を敷いて寝ることは、身体にダメージを与えます。身体の痛みを和らげる畳の代用になるものが必要だと思います。そうしたものを備えるよう公民館運営審議会が、市に提言していますが、これに答えていないのではないのでしょうか。

(3) 身近で24時間AEDが利用できるような対策が必要ではないか。

現在、AEDが置かれている場所は、基本的には市の公共施設と病院・診療所です。しかし、公共施設に置かれたAEDは、その施設が閉まっている時間は利用できません。そこで、以下の点についてお尋ねします。

ア 現在、AEDが置かれている場所を地図上におとして広報等で周知することは可能ですか。そのAEDを周辺住民が、緊急時に利用する場合のルール・約束事を作ったらどうでしょうか。

イ 自治会で購入する場合、現在の自治会費補助とは別枠で補助制度を設けることはできませんか。

ウ コンビニエンスストアと協定して、AEDを置いて24時間利用できる仕組みを作れないのでしょうか。すでにそうした協定を結んでいる自治体があると聞いているのですが。